

○総務省告示第二百五十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)コ及び第12の6(3)オ並びに別表第三号第17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>〔エ〕 略</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度につ</p>	<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>〔エ〕 略</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度につ</p>
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>〔エ〕 同上</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>	<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>(ウ) 空中線端子のない送信装置のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を基地局から〇・一メートル離れた場所に並列設置した空中線（空中線高は基地局のアクティブフェーズドアレイアンテナと同等とする。）から希望波の総合放射電力と同等の出力で輻射した場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>〔エ〕 同上</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>

いて同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注1 基地局が使用する周波数帯（三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。）の端から四〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2〕4 略

〔イ・ウ 略〕

〔2〕略

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注1 基地局が使用する周波数帯（三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。）の端から四〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔2〕3 略

〔イ・ウ 略〕

〔2〕略

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九條の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕略

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に及び、同表の二の欄に掲げる隣接周波数帯だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数帯あたりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値又は（一）三五dBm以下の値であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注1)	三 周波数幅 (MHz)	四 隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (dBc) (注2)
-----------------	--------------------	--------------	-------------------------------

〔表同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯（三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。）の端から四〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2〕4 同上

〔イ・ウ 同上〕

〔2〕同上

6 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔表同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯（三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。）の端から四〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔2〕3 同上

〔イ・ウ 同上〕

〔2〕同上

二 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信装置の技術的条件

1 〔同上〕

〔1〕同上

〔2〕同上

ア 〔同上〕

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 離調周波数 (MHz) (注1)	三 周波数幅 (MHz)	四 隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (dBc) (注2)
-----------------	--------------------	--------------	-------------------------------

五〇	五〇	四七・五八	(一) 一〇・七
一〇〇	一〇〇	九五・一六	(一) 一〇・七
二〇〇	二〇〇	一九〇・二〇	(一) 七・七
四〇〇	四〇〇	三八〇・二八	(一) 四・七

[注 1・2 略]

「イ 略」

[2] 4 略

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の無線設備

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

[注 1・2 略]

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

〔1 略〕

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に同じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	五以上一〇〇未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)九・七dBm以下の値
一〇〇	一〇未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力

五〇	五〇	四七・五二	(一) 一〇・七
一〇〇	一〇〇	九五・〇四	(一) 一〇・七
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八	(一) 七・七
四〇〇	四〇〇	三八〇・一六	(一) 四・七

[注 1・2 同上]

「イ 同上」

[2] 4 同上

5 「同上」

(1) 「同上」

〔表同上〕

[注 1・2 同上]

3 「同上」

〔1 同上〕

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から当該一の搬送波の送信周波数帯域幅の一〇%未滿の周波数範囲(当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。)においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に応じたこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から当該全ての搬送波の送信周波数帯域幅の一〇%以上離れた周波数範囲においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下とする。

(2) 「同上」

ア 「同上」

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	五以上一〇〇未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)六・五dBm以下の値
一〇〇	一〇未滿	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力

四〇〇	四〇以上八〇〇未満	力が(一)九・七dBm以下の値
	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
二〇〇	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
一〇〇	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値

[注1・2 略]

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

一〇〇	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
二〇〇	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
三〇〇	三〇以上六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
四〇〇	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
四五〇	四五以上九〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値

一〇〇	一〇以上二〇〇未満	力が一・五dBm以下の値
	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
二〇〇	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
四〇〇	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値

[注1・2 同上]

イ [同上]

一〇〇	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
二〇〇	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
三〇〇	三〇以上六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
四〇〇	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
四五〇	四五以上九〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値

五〇〇	五〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	五〇以上一、〇〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
六〇〇	六〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	六〇以上一、二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
六五〇	六五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	六五以上一、三〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
七〇〇	七〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	七〇以上一、四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値
八〇〇	八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dBm以下の値
	八〇以上一、六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dBm以下の値

[注 略]  
[6~8 略]

五〇〇	五〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	五〇以上一、〇〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
六〇〇	六〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	六〇以上一、二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
六五〇	六五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	六五以上一、三〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
七〇〇	七〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	七〇以上一、四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値
八〇〇	八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・五dBm以下の値
	八〇以上一、六〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六・五dBm以下の値

[注 同上]  
[6~8 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の十二に規定する無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行の際現に受けている無線設備規則第四十九条の六の十二に規定する無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この告示の施行の際現にされている無線設備規則第四十九条の六の十二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。